

# 17世紀初頭リューベックの政治的秩序

池田利昭

## 1. はじめに

近世リューベックの政治的意思形成において、市参事会とともに重要な役割を果たしたのは市民コレギウム *bürgerliche Kollegien* と呼ばれる職業別団体であった。市参事会は、重大な政治的決定のために市民と交渉する必要が生じた際、しばしば個々の市民コレギウムと交渉したからである<sup>1)</sup>。すなわち両者の交渉は当市における政治的意思形成の要であったのであるが、それにもかかわらず、これまで市参事会と市民コレギウムとの政治的交渉過程の解明という重要な問題についてほとんど検討されてこなかった。

しかし近年、P・ホフマンの研究によってこの問題の検討が大きく進展した<sup>2)</sup>。彼の研究の背景には、近年のドイツ中近世都市史研究に見られる政治史の動向、すなわち政治的秩序の形成を規範と制度からではなく、コミュニケーション実践から視野に収めようとする動向がある。それは集団に対して拘束力を持つ決定が行われ、仲介される方法を明らかにしようとしている<sup>3)</sup>。

かかる政治的コミュニケーション研究は、ドイツ近世都市の政治的秩序に関する従来像を変えつつある。一般に従来のドイツ近世都市史研究は、近世における市参事会の「お上 *Obrigkeit*」的支配の高進と、その市参事会の議席を独占する門閥による、寡頭政の確立に着目してきた<sup>4)</sup>。しかし近世都市の市参事会は、軍事力をはじめとして市民にその意思を強制する暴力装置を著しく欠いた、当時の水準から見ても、極めて脆弱な統治機関であったことが、近年明らかになっている<sup>5)</sup>。かかる状況において市参事会あるいはそれに拠る門閥の権力基盤は象徴資本である「名譽」<sup>6)</sup>であった。このことは、逆に言えば、市参

事会やその構成員が「お上」として市民を支配する基盤は「名誉」の大きさだけであり、その意味において近世都市社会における支配者と被支配者の勢力上の格差は少なかったと言える<sup>7)</sup>。それゆえ、市参事会は政治的決定やその適用・通用において、市民との政治的交渉や合意形成に頼らざるをえなかったのである。政治的コミュニケーション研究はまさにドイツ近世都市における政治を、「交渉を通じた決定 Aushandeln」として捉え<sup>8)</sup>、政治的秩序形成における市参事会と市民との政治的交渉と合意形成の重要性を明らかにしている<sup>9)</sup>。

以上を踏まえ、本稿では17世紀初頭の帝国都市リューベックの政治的秩序を明らかにしたい。そのために、上で触れたホフマンの研究成果に拠りつつ、市参事会と市民コレギウムとの政治的交渉過程を検討する。この時代を選んだ理由は、16世紀末から17世紀初頭にかけてリューベックにおいても都市最上層を構成する家門による寡頭政の形成が進んだからである。17世紀初頭にはかかる家門の一部をはじめて都市貴族 *Patricii* と名指した記録が現れている<sup>10)</sup>。

以下ではまず次節において、市民コレギウムに着目しつつ、この時代のリューベックの社会的秩序を取り上げる。政治的秩序に先行して社会的秩序を検討する理由は以下の通りである。上でも述べたように、ドイツ近世都市において市参事会が政治的決定やその適用・通用において、市民との政治的交渉や合意形成に頼らざるをえなかったとすれば、政治的秩序は、市参事会と市民との相互関係において形成されたと考えられる。その際、共同体的紐帯の強い近世都市社会において市民は街区、宗教兄弟団、ツunft等の集団の構成員として社会的に存在した。また共同体的紐帯の強さは、集団間や集団内に階層的序列が形成されるのを妨げなかった<sup>11)</sup>。したがって政治的秩序は一方で市参事会、他方でそれら社会集団が階層的に配置されて織りなす社会的秩序、この両者の相互関係において形成されたと考えられるからである。続いて第3節ではハインリヒ・ブローケス (1567~1623年)<sup>12)</sup>の『日記』<sup>13)</sup>の記録に基づいて、17世紀初頭における市参事会と市民コレギウムとの政治的交渉過程の具体例を示したい。第4節及び「おわりに」では、第3節で示した政治的交渉過程を基に、17世紀初頭リューベックの政治的秩序を、社会的秩序との関係において検討する。

## 2. 市民コレギウムと社会的秩序

市民コレギウムとは職業別に編成された団体であり、大きく4グループに分類される。すなわち①市参事会に対する従属性の強い個々の手工業組合（アムト Ämter）を代表する4大アムト、②手工業者と中規模～大商人の中間に位置するゲヴァントシュナイダーGewandschneider、小売商人、ビール醸造業者、船長の各コレギウム、③中規模～下位大商人の団体である各渡航者団体Fahrerkompanien、④市の最富裕層からなるツィルケルゲゼルシャフトZirkelgesellschaft、大商人の組合である商人コンパニーKaufleutekompanieである<sup>14)</sup>。以下ではまず①～④ごとに各コレギウムを概観する。

①リューベックにおいて史料上アムトの存在は1294年まで遡ることができる（パン屋<sup>15)</sup>）。アムトの数は時代によって変動したが、1416年には96、1664年には76を数えた。17世紀初頭においてこれら諸アムトは全体で1つのコレギウムを形成した。15世紀中葉以降アムト間の序列化が進み、この頃以降4大アムトについて言及されるようになる。4大アムトとは、他のアムトと比較して大きな政治的発言力を持つアムトのことである。4大アムトに数えられる職種は時代によって多少変化したが、ヴレンヴェーヴァー（1493～1537年）<sup>16)</sup>が市長職に就いた1533年に、鍛冶屋、仕立屋、パン屋、靴屋の各アムトのみが4大アムトとして他の70余の小アムトを従属させ、手工業者のコレギウムを代表して市参事会と市民との協議に招集されるという制度が確定した。他のコレギウムと比較して4大アムトの発言力は弱く、最下位のコレギウムとして位置づけられていた。

②このグループには、上からゲヴァントシュナイダー→小売商人→ビール醸造業者→船長の序列が存在した<sup>17)</sup>。ゲヴァントシュナイダーのコレギウムの設立は14世紀初頭と推定される。名前の由来は布地を小さく裁断して販売したところにある。しかしすでに最古の規約（1410年）は成員に対して布地を小さく裁断することを禁止していた<sup>18)</sup>。これは恐らく団体から手工業色を払しょくし、商業コレギウムとしての地位を確立するための試みと考えられる。

小売商人コレギウムの設立は15世紀であり、最初はアムトであった<sup>19)</sup>。しかし小売商人は市の小売業を支配し、近世における物的消費文化の発展と小売

業の繁栄によって地位が上昇したため、17世紀にはアムトが開いていたモルゲンシュプラーハ Morgensprache<sup>20)</sup>と呼ばれる集会の義務から解放された。モルゲンシュプラーハには、アムトの監督、市場・街路・港の管理等を管轄するヴェッテ Wette<sup>21)</sup>と呼ばれる市参事会の下部組織の長官で市参事会員でもあるヴェッテヘル Wetteherren の隣席が義務付けられており、集会とは言え自治よりも都市による管理の機能が強かった。かかる集会からの解放は、小売商人コレギウムが明確にアムトを上回る地位を獲得したことを意味した。

最古のビール醸造業者の規約（1363年）において、彼らはアムトと呼ばれていた<sup>22)</sup>。また15世紀中葉までヴェッテの監督下にあった。しかしビール醸造業への参入は、親方資格の修得ではなく、醸造権付家屋を得ることで可能だったので、商人がこの分野に進出した。そのため17世紀にはビール醸造業者は自らをアムトからはっきり区別し、商業コレギウムであることを強く主張するようになる。

船長組合の起源は、船長、航海に従事している商人、船員、巡礼者が1401年に設立した聖ニコラウス兄弟団である<sup>23)</sup>。1535年に世俗化してコレギウムとなった。この頃以降成員は船長のみとなった。大抵の場合、船長は同時に船主でもあり、また並行して自己負担で商品を輸送していた。このように船長は商人としての性格が強く、そのため17世紀には船長組合は商業コレギウムとして認められていた。

③渡航者団体の成員である中規模～下位大商人は上層市民に属し、市参事会員に選ばれる資格を有していた<sup>24)</sup>。渡航者団体はアムトと比較して、市参事会に対してはるかに自律的な遠隔地商人の団体である。渡航者団体はツィルケルゲゼルシャフトと商人コンパニーに次ぐ地位と影響力を有していた。諸渡航者団体のなかでもスコーネ渡航者団体は設立が1360～70年代とリュューベック最古の渡航者団体であり、影響力も大きかった<sup>25)</sup>。というのも、ベルゲン渡航者団体（史料上の初出は1380年<sup>26)</sup>を除く他の全ての渡航者団体はスコーネ渡航者団体から枝分かれして設立されたからである。すなわち1409年にノヴゴロド渡航者団体<sup>27)</sup>、1432年にはリガ渡航者団体<sup>28)</sup>、さらに15世紀末にはストックホルム渡航者団体が設立され<sup>29)</sup>、それぞれ商業コレギウムとして認められて

いた。さらにスコーネ渡航者団体は若い商人や見習の監督、商人条令の作成や遵守の監視など、商人自治に責任を持っていた。

④この2つのコレギウムは都市貴族コレギウムとも呼ばれ、最も影響力のあるコレギウムであった。1379年に9人の上層商人によって、成員相互間の社会的・宗教的扶助を目的としてカタリーネン教会に祈祷室と祭壇を持つ宗教兄弟団として設立されたツィルケルゲゼルシャフト<sup>30)</sup>は、都市で最も名望のある家門の出身者を会員（ツィルケルブルーダー）とする、閉鎖的で同族的な支配団体となった。ツィルケルブルーダーは「ユンカー」という貴族的称号を公称とし、貴族的生活様式を模倣し、貴族に対する親和性を徐々に高めていった。そして16世紀末以降、ツィルケルゲゼルシャフトに加入する6家系のなかから、経済的基盤を市外に獲得した所領に完全に移す者が現れはじめる。ツィルケルゲゼルシャフトの政治的影響力は大きく、同団体から優先的に市参事会員が選出された。

1450年に創設された商人コンパニーからも優先的に市参事会員が選出された<sup>31)</sup>。商人コンパニーは、都市の最富裕層に属し、高い名望も得たが、新しくリューベックに移住してきたため、ツィルケルゲゼルシャフトに加入できない大商人によって構成された社交、宗教生活、政治経済活動のためのコレギウムであった。ちなみに渡航者団体に所属しながら商人コンパニーに加入することも可能であった。商人コンパニーはツィルケルゲゼルシャフトと姻戚関係を通じて緊密に結びついていたが、ツィルケルゲゼルシャフトのような閉鎖的、同族的な団体ではなく、1853年の解散まで基本的に富裕で活動的な商人の団体であり続けた。しかし17世紀の過程で地代生活者と領主の割合が上昇する<sup>32)</sup>。

以上の概観より、すでに14世紀に存在していた手工業アムトを除けば、コレギウムやコレギウムの前身である宗教兄弟団は概ね14世紀後半に設立されたことを確認できる。ホフマンによれば、コレギウムの歴史的生成の背景には、リューベックにおいて14世紀後半にはじまり、15世紀に入ると勢いを増す、ゲノッセンシャフト的団体の設立ブームがあった。それは社会生活のさまざまな面に及んだが、とりわけ宗教兄弟団の設立において顕著であったとされる<sup>33)</sup>。

このようにゲノッセンシャフト的団体の設立ブームを背景として次々に設立されたコレギウムやコレギウムの前身は続いて15世紀中葉以降になると、相互に差異を明確にしはじめる。4大アムトが史料に現れはじめるのはこの頃である。都市上層においても、ツィルケルゲゼルシャフトが、商人コンパニーの設立に対応して自らの優位性を示すために、その排他性・貴族に対する親和性を強化していった。また渡航者団体間ではスコーネ渡航者団体の優位が確立する<sup>34)</sup>。さらに中間に位置する各コレギウムは、既述のように、どれも共通して手工業アムトから距離を置こうとしはじめる。

以上をまとめれば、まず14世紀後半以降のゲノッセンシャフト的団体の設立ブームを背景とした各コレギウムの設立によって、リューベックにおいて社会分化のプロセスが進行する。さらに15世紀中葉以降には、かかる分化プロセスに各コレギウムの階層的な序列化が加わる。これら2つの社会分化、すなわち集団形成と序列形成が、15世紀以降のリューベックの社会的秩序を特徴づけているのである<sup>35)</sup>。

### 3. 市参事会と市民コレギウムとの政治的交渉

デンマーク王クリスチャン4世とスウェーデン王グスタフ・アドルフが戦ったカルマル戦争(1611～13年)において、クリスチャン4世はスウェーデンとリューベックの通商を妨害するために、1612年デンマーク軍艦によってトラヴェエ川の河口を封鎖させ、さらにリーフランド行きのリューベック船を拿捕させた<sup>36)</sup>。対抗策を講ずることを迫られた市参事会は、翌年市長ブローケスをはじめとする数名の市参事会員を各市民コレギウムの代表者と交渉させる。以下では、ブローケスの『日記』の記述<sup>37)</sup>に拠りながら、市参事会と各市民コレギウムとの交渉経過を辿る。

#### (1) 2月11日

市長ブローケスは「1613年2月11日に、すべてのコレギウム<sup>38)</sup>、船長[組合]([ ]内筆者補足、以下同様)、2つのビール醸造業者組合<sup>39)</sup>、4大アムトから、十分な数の市民、すなわちおよそ100人以上をラートハウスの会議

室へと呼び出し」<sup>40)</sup>、数名の市参事会の代表者が「臨席する中で」長いスピーチをした。出席者に秘密厳守の市民誓約をさせたいうえで、ブローケスが彼らに対して明らかにしたことは以下の通りであった。①デンマーク王の攻勢に対抗するつもりならば、武装船の調達と要塞の増築のための資金、他〔国〕との同盟が必要である。②すでにオランダ、ハンザ諸都市と同盟を結ぶ交渉をはじめているが、ここに出席の市民が賢明と判断すれば、交渉をさらに進める。③①については税によって調達するしかない。④「そこで、今出席している者は、[再び] ラートハウスに集まり、以下の4点について話し合い、かつ一致し、そして4点について直ちに意見を表明するべきである」<sup>41)</sup>。4点とは、1) 防衛措置は必要か、それに取り掛かるべきか、2) そのために他の都市およびオランダと同盟すべきか、3) 市民はそのために公正かつ可能な方法で税を支払う意思があるか、4) 「市参事会は、市民から若干の者を呼び、彼らとともに防衛措置が協議され、そして全ゲマインデ *die ganze Gemeinde* を拘束する決定が行われるべきか」<sup>42)</sup>であった。

そこで「呼ばれた市民は [一旦] 退出して協議した後、満場一致で以下を表明した」<sup>43)</sup>。すなわち彼らは、1) については、必要であり、進めるべきである、2) については、同盟は意にかなっており、判断を市参事会に委ねる、3) については、税と資金調達の必要性は理解するが、「自分たちのコレギウムの他の構成員の合意なしでは承認できない」<sup>44)</sup>、4) については、そうすべきである、と表明した。

## (2) 2月24日

2月11日の協議から、市参事会と市民との間の争点が、防衛のために必要な資金の調達方法、すなわち増税の方法と規模にあることが明らかになったことをうけて、ブローケスはこの問題を解決するためにさらに精力的に活動する。2月24日、ブローケスは各市民コレギウムの代表者を再びラートハウスに呼び、彼らに以下のことを伝えた。税金に関して決定する必要がある、市参事会は最終的に以下の3点を提案する。1) 海を通じて出入する全ての商品に3%の関税、2) 前回のトルコ税と同じ徴収方式、すなわち人頭税と200マル

クにつき3シリングの財産税、3) ショース（通常の財産・所得混合税）とフォアショース（特別な財産・所得混合税）を2倍にする。ブローケスは以上の具体案を提示したうえで、臨時税導入の必要を説得するために、「市参事会は防衛措置のために臨時税に頼る必要はないと、市民の多くは思い込んでいるかもしれないが、……そのような考えは捨て去らねばならない」<sup>45)</sup>と前置きし、集められた市民に対して都市財政の窮状をかなり詳細に説明した。

集められた市民は、都市財政の状態について報告を受けた後で、特別な手段に配慮せねばならないと表明した。そこで市民は「3種類の税金がコレギウムにおいて提議されるべきと、……市参事会が述べたことが、書面にてコレギウムに送り届けられること」<sup>46)</sup>を市参事会に強く望み、それは最終的に約束された。その際、4大アムトが、その書面を見せるために他の小アムトを自分たちのところに呼び寄せることを強く望んだが、それをブローケスは以下のように述べて禁止した。「そのようなことは必要ない。なぜなら市参事会、先祖伝来の市民、そしてすべてのコレギウムの一般の商人は、2つのビール醸造業者組合、船長[組合]、4大アムトとともに、小アムトの除外を良しと判断し、かつ残り[のアムト]と平民にそのようなことを問う必要はさしてないとみなしたからだ」<sup>47)</sup>。そこで4大アムトは「平和と一致の維持のために、金細工師、毛皮加工業者、皮なめし工、武具製造業者、袋物師その他の最有力の小アムトのみの長老を呼び出し、彼らに対して一致・協働を呼びかけることにした」<sup>48)</sup>。

### (3) 2月28日

市参事会と市民との協議は、増税方法と増税額に関する市参事会の具体的な提案を受けて、それを各市民コレギウム内で議論する段階になった。この段階におけるブローケスの行動は、市民コレギウム内での議論の方向が市参事会の最終決定に大きな影響を与えることを示している。

「2月28日私[ブローケス]は、最有力の商人コレギウムであるスコーネ渡航者団体が、商品への課税に関して拒否を表明すると聞き、私は、それを通じて全施策が衝撃を受けるのではないかと危惧した。なぜなら、大部分の[商業]コレギウムは一般にスコーネ渡航者団体の判断に従うからである。そこで

私は、スコーネ渡航者団体から10名の長老を自宅に呼び、彼らに、必要な全てをこんこんと言い聞かせた。すなわちすでに多数のコレギウム、すなわちユンカーコンパニー [ツィルケルゲゼルシャフトのこと]、商人コンパニー、ノヴゴロド渡航者団体、リガ渡航者団体、そしてまた小売商人が賛成を表明しているが、……もしスコーネ渡航者団体とストックホルム渡航者団体が課税を阻止しようとするならば、状況は変わるであろう、と。[そうすると] 長老たちは、互いにもう1度協力し、スコーネ渡航者団体内において事態が異なって促進されるようにすることを誓った」<sup>49)</sup>。

#### (4) 3月4、5日

すべての市民コレギウム内での議論が終了し、市参事会と市民との協議は、市参事会による意見聴取、さらに市参事会による最終決定へと進んだ。

「3月4日、スコーネ渡航者団体がもう1度協議し、またすべてのコレギウムが協議を持った後で、私 [ブローケス] はすべてのコレギウムから、ほぼ50人の代表者をラートハウスに来させ、市参事会の代表者の臨席のもと「市参事会の提案に対する彼らの意見表明を要求した。我々 [ブローケスとその他の市参事会の代表] は、[ラートハウスに来た] すべての市民の出席のもと意見表明がなされることを無用とみなしたので、我々は各コレギウム [の代表者] を個別に呼び出した」<sup>50)</sup>。

意見表明の結果は以下のものであった。トルコ税と同じ方式の人頭税の徴収はすべてのコレギウムによって承認された。輸出入商品への関税は1.5%の税率で商業コレギウムの多数によって賛成され、赤ビール醸造業者組合までの非商業コレギウムもこれに賛成した。しかしベルゲン渡航者団体は輸出入商品への関税を完全に拒否し、スコーネ渡航者団体とストックホルム渡航者団体は1%のみを認めた。ショースとフォアショースに関しては、大多数によって1000マルクにつき1マルクのフォアショースと1000マルクにつき4マルクのショースが認められた。ただしユンカー (ツィルケルゲゼルシャフト)、商人、ノヴゴロド、ベルゲン、小売業者の各コレギウムは1000マルクにつき3マルクのショースのみを承認した。またほとんどすべての市民コレギウムは、

ショースとフォアショースの管理に市民が参加することと市参事会の返り証を要求した。

各コレギウムの代表者の意見表明がすべて終了してようやく、彼ら全員が一堂に呼び出された。そこでブローケスは各代表者からの意見を取りまとめた「[市民の] 結論 *Schluß*」を彼らに示した。ただし以下の留保をつけて。「我々はこの [市民の] 結論を……市参事会に報告したいと考えるが、市参事会はこの点に関してお上 *Obrigkeit* として、そして最上位のコレギウム *die fürnehmste Collegium* として正当に尊重されねばならない」<sup>51)</sup>。ブローケスは市民の結論を示した後で、それらのうち市参事会で問題になりそうな点を次のように市民に予告している。「大部分のコレギウムが要求した、市参事会はショースの徴収のために市民を任命すべきということについて」、ブローケスは「我々にとって相当奇異で市参事会にとって聞き入れ難いだろう。すなわち市民はその権限も理由も持っていない」と述べている。また要求された返り証も「我々はさして必要ないとみなしている」と述べた<sup>52)</sup>。

翌日、ブローケスらからの報告を受けた市参事会は、以下の点以外は市民の結論を承認した。すなわち、ショースは1000マルクにつき3マルクであり、市民ではなく、指名されたショースヘルを通じて徴収されるべきである。市参事会は、返り証について市民に断念させるつもりだったが、ブローケスが市参事会の会議で「市参事会が市民に返り証を与えることは必要で良きことと表明した」<sup>53)</sup>ため、市参事会は最終的に譲歩した。

#### 4. 社会的秩序と政治的秩序

以上の経過より指摘できることは、17世紀初頭リュウベックの政治的交渉過程が細分化されていることである。政治的交渉過程は時間的・空間的に分割され、多段階になっていた。政治的交渉への参加者が同時に1つの場所に集まることはなかった。政治的交渉過程の様々な段階（意見形成、決定、決定の伝達等）が明確に相互に分離されていた。それゆえホフマンは、17世紀初頭リュウベックの政治は、分化され、多層に組織化された過程として行われた、と指摘する<sup>54)</sup>。

このような政治的交渉過程の細分化は、一方でリューベックの政治的空間が市参事会も含めてコレギウムという同類系の集団によって区分され、他方でそれらコレギウムが「最上位のコレギウム」である市参事会を頂点として、階層的に序列化されていたことに対応したものと考えられる。これはまた、第2節で検討した14世紀後半以降リューベックが経験した2つの社会分化——ゲノッセンシャフト的団体の設立ブームを背景にコレギウムが続々設立される一方で（集団形成）、それらコレギウムが階層的に序列化される（序列形成）——を政治的秩序に反映させたものとみなされている<sup>55)</sup>。

それでは、以上のホフマンの見解を踏まえ、社会的秩序と政治的秩序との関係を、先にあげた政治的交渉過程において日付順に検討してみたい。まず2月11日に市参事会は、市長ブローケスをはじめとする数名の市参事会員を通じて、各市民コレギウムから100人以上の市民（各市民コレギウムの長老クラスと推定される）をラートハウスに招集し、市参事会の意見を述べることによって、続く一連の政治的交渉過程を開始する。続いて市民コレギウムの長老クラスのレベルで最初の意見形成が行われる。この両者の最初のやり取りによって、以後の交渉の方法と方向が決定される。すなわち以後の交渉も市参事会の代表と市民コレギウムの代表との間で行うこと、市民コレギウムの代表は市参事会と税の問題について交渉を行うが、決定に関しては市民コレギウムの会員によるより広い合意が必要だということである。以上の過程を通じて、市参事会と市民コレギウムとの間で最初の意見調整が行われる。

ここまでで確認しておきたいことは、まず市参事会と市民との「協議」に基づいて以後のプロセスを進めるということが、市参事会にとっても市民にとっても自明視されていることである。そして協議者の一方である市民はゲマインデ全体としてこの協議に現れるのではなく、市民の「若干の者」、すなわち各市民コレギウムの長老という単位で分割されて現れるということである。

2月24日に市参事会の代表は再び各市民コレギウムの長老をラートハウスに集め、焦点の税の問題に関する具体的な提案を行う。続いて再び市民コレギウムのレベルでの意見形成が行われるのだが、最初のそれが、各市民コレギウムの長老レベルでの合意形成だったのに対し、今回は各市民コレギウムの

長老は、市参事会の提案が書面で市民コレギウムに伝達されることを要求した。これはすでに2月11日の交渉で示唆されていたことである。恐らく各市民コレギウムの長老たちは、コレギウムの合意を基礎にしてはじめて税の問題で市参事会とさらに交渉することが可能と判断したからであろう。ここではじめて政治的交渉が市民コレギウム内部に移行し、それによって市民のより大きな部分が、コレギウムを通じて政治的交渉過程に取り込まれることになる。この段階は、各コレギウム内部での意見調整あるいは各コレギウムの政治的意思形成の段階であり、この段階を通じて市民コレギウムを構成要素とする、近世リユーベックの社会的秩序が政治決定の過程に包摂されることになる。ただし、4大アムトに従属する70余の小アムトの成員がそこから排除されていたことは留意されねばならない。

ブローケスの2月28日についての記述は、市参事会と市民コレギウムとの、及び市民コレギウム同士の関係の一端を垣間見せるものとして興味深い。市長ブローケスが、スコーネ渡航者団体内での議論の方向を聞き知り、かなり動揺していること、さらに彼の同渡航者団体への働きかけが長老を通じてであり、またあくまで説得というかたちであったという2点から、市民コレギウムは内部の交渉に関して市参事会からかなり自律していたと考えられる。

ところで、ホフマンも指摘しているように、この点に関しては市参事会も同様であった。上で見た市参事会と市民の交渉において市参事会は決してそれ自体として市民コレギウムと交渉せず、必ず市参事会の代表を通じて交渉しているのである。市参事会もまた外部から区切られた自律的な対話空間であった。この点では市参事会も市民コレギウムも同様だったのである<sup>56)</sup>。

市参事会と市民コレギウムとの関係の一方で、市民コレギウム同士の階層的関係も明らかになっている。前節で触れたように、スコーネ渡航者団体の、他の渡航者団体への影響力は大きく、ブローケスの「危惧」もまさにこの点にあった。この要因は、すでに述べたように、ベルゲン渡航者団体を除く渡航者団体がすべてスコーネ渡航者団体から枝分かれして設立されたことに求められるだろうし、シュッティング Schütting と呼ばれる渡航者団体の会館をスコーネ渡航者団体とベルゲン渡航者団体の他は、ノヴゴロド渡航者団体しか持って

いなかったことにも求められるだろう<sup>57)</sup>。他の渡航者団体は会議をスコネ渡航者団体のシュッティングで開催していた。政治的交渉の場をスコネ渡航者団体に依存していたのである。

ここでブローケスの2月28日についての記述から確認したいことは、政治的交渉には明確に区切られた2つのレベルがあるということである。1つは各コレギウム内での政治的交渉である。この対話空間はかなり自律的・閉鎖的であり、それはコレギウムの団体としての紐帯の強さを示すものと考えられる。もう1つのレベルは、市参事会の代表者と各市民コレギウムの長老によって担われる交渉である。コレギウム内での交渉が自律的・閉鎖的であるがゆえに、この両者の交渉は、市参事会と各市民コレギウムを結びつける蝶番として重要な役割を持つことになる。以上の2つの交渉レベルを通じて、市民コレギウムは、市参事会とともに政治的秩序を形成するのである。この点に関しては、「おわりに」で改めて検討する。

続いて、すべての市民コレギウムにおける協議が終了したことを受けて、3月4日に、各市民コレギウムの代表者と市参事会の代表者の集会が開催された。この段階において一旦市民コレギウムの内部にまで拡大された政治的交渉が集約されることになる。集約のイニシアティブを握るのは市参事会の代表者であった。そのために市参事会の代表者は、各市民コレギウムの代表者から個別に意見聴取することにより、彼らが1つの全体になることを回避した。市参事会の代表者の手により、各市民コレギウムの意見が集約され、それが市民の「結論」として各市民コレギウムの代表者に提示された。ようやくこの段階で招集された市民は市参事会の代表者の前に一堂に会するのであるが、ここで彼らは市民に対して、「結論」は市参事会に報告されるが、全体を拘束する最終的な決定を行うのは「お上」であり、「最上位のコレギウム」である市参事会だとして、市民コレギウムとの地位の違いを強調する。

最後に、翌日市参事会が下した最終決定と市民の「結論」を比較してみた。輸出入商品への関税に関しては、市参事会は当初自ら提案した3%の税率を断念し、多数のコレギウムが要求した1.5%の税率で妥協している。一時、課税そのものを拒否して、市参事会がつくり出した課税への流れを断ち切ろう

としたスコーネ渡航者団体は、ストックホルム渡航者団体とともに1%の税率を主張することにより、市参事会の意図を完全に挫くことだけは避けた。市長ブローケスとスコーネ渡航者団体の長老との緊張感をはらむ対話・調整を通じて、スコーネ渡航者団体は、市参事会によって最終的に決定される、都市全体を拘束する政治的決定にからくも結びつけられたと言える。スコーネ渡航者団体の系統ではないベルゲン渡航者団体は課税そのものに反対したが、スコーネ渡航者団体がともかく課税に賛成した以上、大勢に影響はないと市参事会は判断したものと考えられる。フォアショースに関しては市民の「結論」をそのまま受け入れ、ショースについては多数のコレギウムの要求である1000マルクにつき4マルクではなく、ツィルケルゲゼルシャフトや商人コンパニーが要求した3マルクの方を決定している。その要因としては、市参事会の議席の大部分を占めるツィルケルゲゼルシャフトや商人コンパニーの影響力は無視し難いということであろう。ショース・フォアショースの徴収への市民の関与については、かかる市民の要求を明確に拒絶し、「お上」である市参事会の権限に基づき徴収するとしている。返り証については市民の要求を受け入れた。以上より、最終的な政治的決定の権限は市参事会にあったとしても、市参事会が市民の「結論」に十分配慮していたことは明らかである。市参事会の決定が市民の「結論」から大幅に逸れることは、市民の抵抗を招く可能性があり、そのことが市参事会の判断に一定の制限を加えることになったと考えられる。

## 5. おわりに

すでに述べたように、17世紀初頭リューベックにおいて市民は2つの政治的交渉レベルを通じて政治的プロセスに結びつけられていることが明らかとなった。1つは市民コレギウム内での政治的交渉である。個々の市民はコレギウムを通じてはじめて都市の政治的意思形成に参加することが可能となった。ホフマンは、市参事会も含めて各コレギウムは内部の政治的交渉に関して外部から大幅に自律した、閉鎖的空間であったと述べる<sup>58)</sup>。筆者も概ね同様に考えるが、しかし都市貴族コレギウムや商業コレギウムと、市参事会に対する従属性の強い4大アムトでは自律度や閉鎖性に差異があったと考えられるだろう

し、また渡航者団体においてもスコーネ渡航者団体と独自の会館を保持していないリガ、ストックホルム渡航者団体の自律度を同様とみなすことには慎重であらねばならないと考える。いずれにせよ、市民コレギウム内での政治的交渉に関しては本稿では十分に取り上げることができなかった。かかる問題の検討は今後の課題として残されている。

2つの目のレベルは市参事会と各市民コレギウムとの間で、双方の代表者を通じて行われる政治的交渉である。本稿でもに検討したのはこのレベルである。両者は市参事会と市民との間の蝶番的機能を果たしていた。市民コレギウムの長老は、市参事会の代表との交渉において再三、コレギウム内での合意形成の必要性を強調している。これには2つの意味があるように思われる。1つは文字通り自分たちはコレギウム内の意思形成に縛られているという意味であろう。もう1つは、市参事会に予め交渉の困難さを示して市参事会側の期待値を下げ、そうすることによって市参事会の提案に一定の枠をはめようとする戦術と考えられる。

蝶番のもう一方である市参事会の代表者には、①市参事会の意図を市民コレギウムに提示することによって、市民コレギウム内での政治的交渉のための基準を設定する、②市民コレギウムの長老を説得することにより、市民コレギウム内での政治的交渉がこの基準から大幅に逸脱することを回避する、③各市民コレギウムの意見を取りまとめて市民の「結論」を導き出す、④市民の「結論」に対する市参事会の受け止め方を予め示唆することによって、市民の期待値をコントロールする、⑤市参事会内の政治的交渉において同僚を説得する、の以上の5点を通じて市参事会のイニシアティブを保持しつつ、市参事会と市民との間で合意を形成するための重要な役割が与えられていた。

17世紀初頭リューベックにおいて政治的秩序は、市参事会と市民との相互関係において形成されていた。市参事会は「お上」「最上位のコレギウム」として都市全体を拘束する政治的決定を行う権限を有していたものの、最終的な政治的決定にいたる過程において市民の政治的意見を大幅に取り入れねばならなかった。他方ここで問題となる市民 *Bürgerschaft* とは、全ゲマインデ *ganze Gemeinde* ではない。市民は、14・15世紀以来進化した2つの社会分化に対応

して、複雑に組織化され、段階づけられた政治的交渉過程において市民コレギウムという単位で分割されて、かつそれらの長老を通じて市参事会との政治的交渉に参加していたのである。以上が17世紀初頭リュubeckの政治的秩序形成における市参事会と市民との相互関係の特徴である。

## 注

- 1) Vgl. Asch, Jürgen, Rat und Bürgerschaft in Lübeck, 1598–1669. Die verfassungsrechtlichen Auseinandersetzungen im 17. Jahrhundert und ihre sozialen Hintergründe, Lübeck 1961, S. 22.
- 2) Hoffmann, Philip R., Soziale Differenzierung und politische Integration. Zum Strukturwandel der politischen Ordnung in Lübeck (15.–17. Jahrhundert), in: Schmidt, Partick und Carl, Horst (Hgg.), Stadtgemeinde und Ständegesellschaft. Formen der Integration und Distinktion in der frühneuzeitlichen Stadt, Berlin 2007, S. 166–197.
- 3) Vgl. Schlögl, Rudolf, Interaktion und Herrschaft. Probleme der politischen Kommunikation in der Stadt, in: Stollberg-Rilinger, Barbara (Hg.), Was heißt Kulturgeschichte des Politischen? (=Zeitschrift für historische Forschung, Beiheft 35), Berlin 2005, S. 115–128.
- 4) 近世ドイツ都市の概観および関連テーマの研究動向については、Schilling, Heinz, Die Stadt in der frühen Neuzeit (=Enzyklopädie deutscher Geschichte 24), München 1993を参照。
- 5) Vgl. Lau, Thomas, Bürgerunruhen und Bürgerprozesse in den Reichsstädten Mühlhausen und Schwäbisch Hall in der Frühen Neuzeit, Bern 1999, S. 29, 177.
- 6) 「名譽」の政治的な意味と機能については、田中俊之「中世後期ニュルンベルクの都市貴族と『名譽』」『史林』第80巻第6号、1997年、36～69頁を参照。
- 7) Vgl. Schlögl, Interaktion und Herrschaft, S. 123f.
- 8) Vgl. ebenda, S. 124.
- 9) 我が国における成果として、高津秀之『ドイツ近世都市ケルンの共和主義—ヘルマン・ヴァインズベルクの回想録にみる参事会と市民の政治的対話—』(博士の学位取得論文、2012年、早稲田大学リポジトリ (nii.ac.jp)、最終閲覧日2020年11月22日)がある。
- 10) Vgl. Asch, Rat und Bürgerschaft in Lübeck, S. 32f.
- 11) つとに知られているように、近世ヨーロッパの都市社会は共同体的紐帯の強い社会であった。R・シュレーゲルによれば、近世ヨーロッパの都市では貨幣・市場経済の発達による広汎な社会分化が見られたにもかかわらず、強固な共同体的紐帯のために社会は機能的に分化せず、環節的分化と成層的分化の結合の段階にとどまっていた。

- Vgl. Schlögl, *Interaktion und Herrschaft*, S. 119. ホフマンも、本稿注2)であげた論文でシュレーゲルと同様に、N・ルーマンの社会システム論に依拠しつつ、近世リューベックを社会分化の形態から社会進化の一段階に位置づけようとしている。
- 12) 富裕な商人の息子としてリューベックに生まれ、法律家・政治家として活動した。1599年に市民コレギウムの1つである商人コンパニーの成員となり、1601年に市参事会員、1609年には市長職に就いた。Vgl. Asch, *Rat und Bürgerschaft in Lübeck*, S. 62 und Bruns, Alken, Brokes, in: Graßmann, Antjekathrin (Hg.), *Das neue Lübeck Lexikon. Die Hansestadt von A bis Z*, Lübeck 2011, S. 62.
  - 13) Pauli, Carl Wilhelm, Aus dem Tagebuche des Lübeckischen Bürgermeisters Heinrich Brokes, in: *Zeitschrift des Vereins für Lübeckische Geschichte und Altertumskunde* 2, 1867, S. 254-296.
  - 14) Vgl. Asch, *Rat und Bürgerschaft in Lübeck*, S. 22.
  - 15) 以下のアムトの記述に関しては、同上、S. 22f. を参照。
  - 16) ヴレンヴェーヴァー及び彼の市長在職中の動乱に関しては、高橋理『ハンザ「同盟」の歴史』創元社、2013年、259～262頁を参照。
  - 17) Vgl. Graßmann, *Kollegien, bürgerliche*, in: dies. (Hg.), *Das neue Lübeck Lexikon*, S. 220f.
  - 18) Vgl. Asch, *Rat und Bürgerschaft in Lübeck*, S. 24 und Graßmann, *Gewandschneider*, in: dies. (Hg.), *Das neue Lübeck Lexikon*, S. 141f.
  - 19) 以下の小売商人コレギウムの記述に関しては、Asch, *Rat und Bürgerschaft in Lübeck*, S. 24f. 及び Graßmann, *Krämerkompanie*, in: dies. (Hg.), *Das neue Lübeck Lexikon*, S. 222f. を参照。
  - 20) モルゲンシュプラーハに関しては、Graßmann, *Gewerbe*, in: dies. (Hg.), *Das neue Lübeck Lexikon*, S. 142を参照。
  - 21) ヴェツテに関しては、Graßmann, *Wette*, in: dies. (Hg.), *Das neue Lübeck Lexikon*, S. 418を参照。
  - 22) 以下のビール醸造業者の記述に関しては、Asch, *Rat und Bürgerschaft in Lübeck*, S. 25を参照。
  - 23) 以下の船長組合の記述に関しては、同上、S. 25f. 及び Pfaff, Rüdiger, *Schiffergesellschaft zu Lübeck*, in: Graßmann (Hg.), *Das neue Lübeck Lexikon*, S. 333を参照。
  - 24) 以下の渡航者団体一般の記述に関しては、Asch, *Rat und Bürgerschaft in Lübeck*, S. 26f. を参照。
  - 25) スコーネ渡航者団体に関しては、同上、S. 26f. 及び Graßmann, *Schonenfahrer*, in: dies. (Hg.), *Das neue Lübeck Lexikon*, S. 337を参照。
  - 26) Vgl. Graßmann, *Bergenfahrer*, in: dies. (Hg.), *Das neue Lübeck Lexikon*, S. 49f.

- 27) Vgl. Graßmann, Novgorodfahrer, in: dies. (Hg.), Das neue Lübeck Lexikon, S. 295.
- 28) Vgl. Graßmann, Rigafahrer, in: dies. (Hg.), Das neue Lübeck Lexikon, S. 326.
- 29) Vgl. Graßmann, Stockholmfahrer, in: dies. (Hg.), Das neue Lübeck Lexikon, S. 368.
- 30) 以下のツイルケルゲゼルシャフトに関する記述は、Asch, Rat und Bürgerschaft in Lübeck, S. 28, 32 ; Graßmann, Zirkelgesellschaft, in: dies. (Hg.), Das neue Lübeck Lexikon, S. 429 ; 服部良久「中世末期のリューベックにおける市民闘争」『史林』59巻3号、1976年、130頁 ; 斯波照雄『中世ハンザ都市の研究—ドイツ中世都市の社会経済構造と商業—』勁草書房、1997年、51頁 ; フィリップ・ドランジェ著、高橋理監訳、奥村優子、小澤実、小野寺利行、柏倉知秀、高橋陽子、谷澤毅共訳『ハンザ 12-17世紀』みすず書房、2016年、28頁を参照。
- 31) 以下の商人コンパニーに関する記述は、Asch, Rat und Bürgerschaft in Lübeck, S. 28f. 及び Graßmann, Kaufleutekompanie, in: dies. (Hg.), Das neue Lübeck Lexikon, S. 205を参照。
- 32) 1582～1599年に加入した成員14名のうち、9名が活動的な商人であった。それに対して1664年時点の全成員22名の構成は、領主4名、地代生活者4名、都市役人2名、商人12名であった。Vgl. Asch, Rat und Bürgerschaft in Lübeck, S. 29-31.
- 33) Vgl. Hoffmann, Soziale Differenzierung und politische Integration, S. 173.
- 34) Vgl. ebenda, S. 174f.
- 35) Vgl. ebenda, S. 173-175.
- 36) リューベックとデンマーク王クリスチャン4世の対立については、Graßmann, Antjekathrin (Hg.), Lübeckische Geschichte, 4. verbesserte und ergänzte Aufl., Lübeck 2008, S. 456を参照。
- 37) Pauli, Aus dem Tagebuche des Lübeckischen Bürgermeisters Heinrich Brokes, S. 256-261.
- 38) ツイルケルゲゼルシャフトと商人コンパニー、さらに各渡航者団体、ゲヴァントシュナイダー、小売商人までの商業コレギウムを指すと考えられる。ブローケスにたとえば、この時代はまだビール醸造業者と船長組合は商業コレギウムに数えられていなかったようだ。
- 39) 1666年まで赤ビール醸造業者と白ビール醸造業者に分かれていた。Vgl. Graßmann, (Hg.), Lübeckische Geschichte, S. 481f.
- 40) Pauli, Aus dem Tagebuche des Lübeckischen Bürgermeisters Heinrich Brokes, S. 256.
- 41) Ebenda, S. 257.
- 42) Ebenda, S. 257.
- 43) Ebenda, S. 257.
- 44) Ebenda, S. 257.

- 45) Ebenda, S. 258.
- 46) Ebenda, S. 259.
- 47) Ebenda, S. 259.
- 48) Ebenda, S. 259.
- 49) Ebenda, S. 259f.
- 50) Ebenda, S. 260.
- 51) Ebenda, S. 260f.
- 52) Ebenda, S. 261.
- 53) Ebenda, S. 261.
- 54) Vgl. Hoffmann, Soziale Differenzierung und politische Integration, S. 175.
- 55) Vgl. ebenda, S. 173.
- 56) Vgl. ebenda, S. 177.
- 57) Vgl. Asch, Rat und Bürgerschaft in Lübeck, S. 27.
- 58) Vgl. Hoffmann, Soziale Differenzierung und politische Integration, S. 177.